

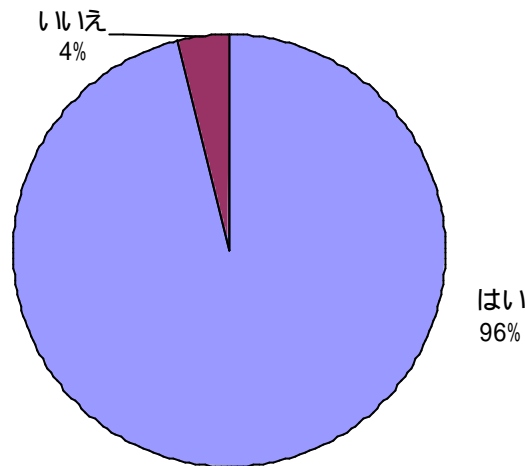
調査の概要

- 1 調査主題 中山間地域等直接支払制度に関するアンケート
- 2 調査目的 本制度は平成12年度より実施しているが、中山間地域等の条件不利農用地を持つ農家等へ、直接交付金を支払うという我が国では初めての制度となるため、まだ手探りで進めている部分があり、集落の実情に応じた地域の創意工夫に富んだ活動を展開していくことが今後の課題となっている。そのため、実際に本制度に取り組んでいる集落協定の代表者等の意見を聞き、平成17年度から予定されている次期対策や今後の推進方法に資する。
- 3 調査時期 平成15年7月～9月
- 4 調査方法 市町村からの郵送等による多項目選択方式（一部記述式）
- 5 調査対象 集落協定代表者等657人
- 6 回収率 90.4%（594人）
- 7 区分別内訳

区 分		数（人）	百分率（%）
合 計		594	100.0
性 別	男 性	587	98.8
	女 性	7	1.2
年 齢 別	30歳未満	1	0.2
	30歳以上40歳未満	18	3.0
	40歳以上50歳未満	97	16.3
	50歳以上60歳未満	234	39.4
	60歳以上70歳未満	179	30.2
	70歳以上	65	10.9
経 営	農業収入のみ	232	39.1
	農業収入が多い	171	28.8
	農業以外の収入が多い	191	32.1

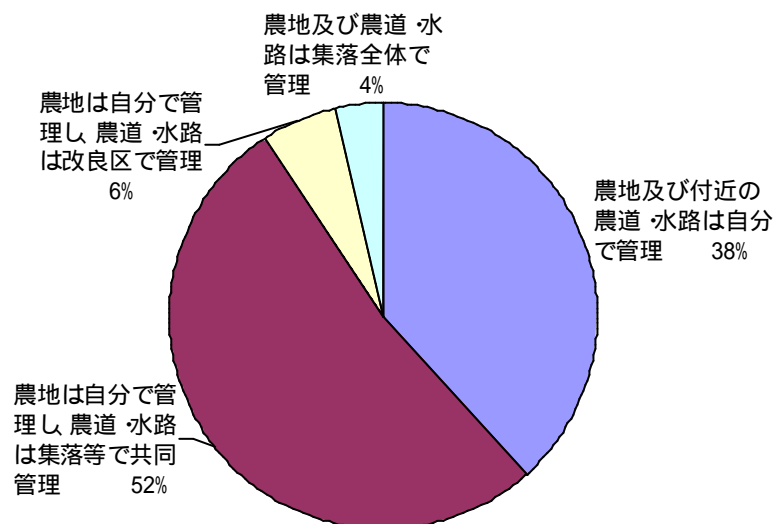
調査結果

問1 直接支払制度の趣旨である「農業生産活動を続けることで耕作放棄地の発生を防止して、国土保全などの役割を果たす」は理解されましたか。(回答一つ)



「はい」(理解した)が96%を占めた。本制度は、直接支払いという耕作放棄の原因となる生産条件の不利性を直接的に補正する手法を用いた我が国農政史上初の試みであり、制度の仕組みも分かりづらい面もあったが、市町村を初めとした関係機関の指導により、本制度の理解度も高まった。

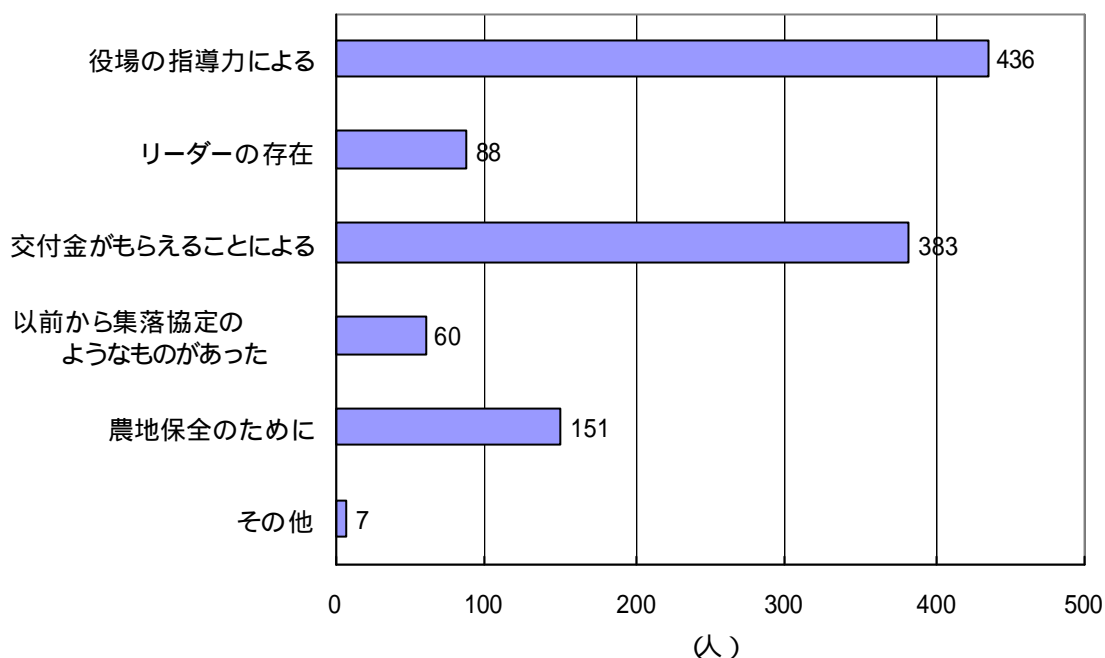
問2 直接支払制度に取り組む前、あなたの農地の管理はどうしていましたか。(回答一つ)



「農地は自分で管理し、農道・水路は集落等で共同管理」が52%と最も高かったが、「農地及び付近の農道・水路は自分で管理」も38%あった。農道・水路の共同管理体制が整っていなかった集落にとって、本交付金は有効に使用されたものと考えられる。

問3 あなたの集落で集落協定が締結できたのはどうしてだと思いますか。

(複数回答可)

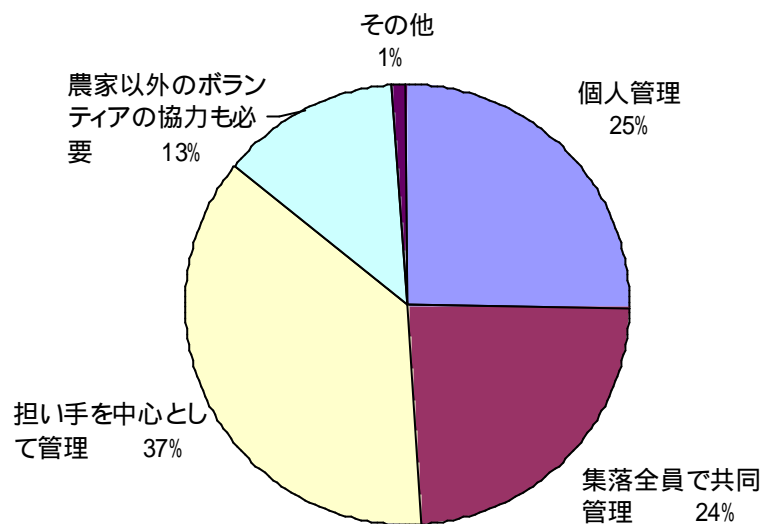


その他の意見

- ・ 農道や水路の管理体制を整備したいという思いから。(蓬田村 A 協定)
- ・ 集落の仲間でひとつの事業及び目標に対し協力し合い、結束を強めたかった。
(岩木町 T 協定、階上町 K 協定)

「役場の指導力」が最も多く次いで、「交付金がもらえることによる」、「農地保全のために」等となっている。今回の調査は協定締結集落が対象だが、以前、協定を締結できなかった集落に調査を行ったところ、その理由として「リーダーの不在」を最も多くあげていた。協定締結のためには集落をまとめるリーダーと行政側の支援が必要である。

問4 高齢化などにより、農業従事者が減っている中で、集落の農地の管理は今後どうしていくのが良いと考えますか。(回答一つ)

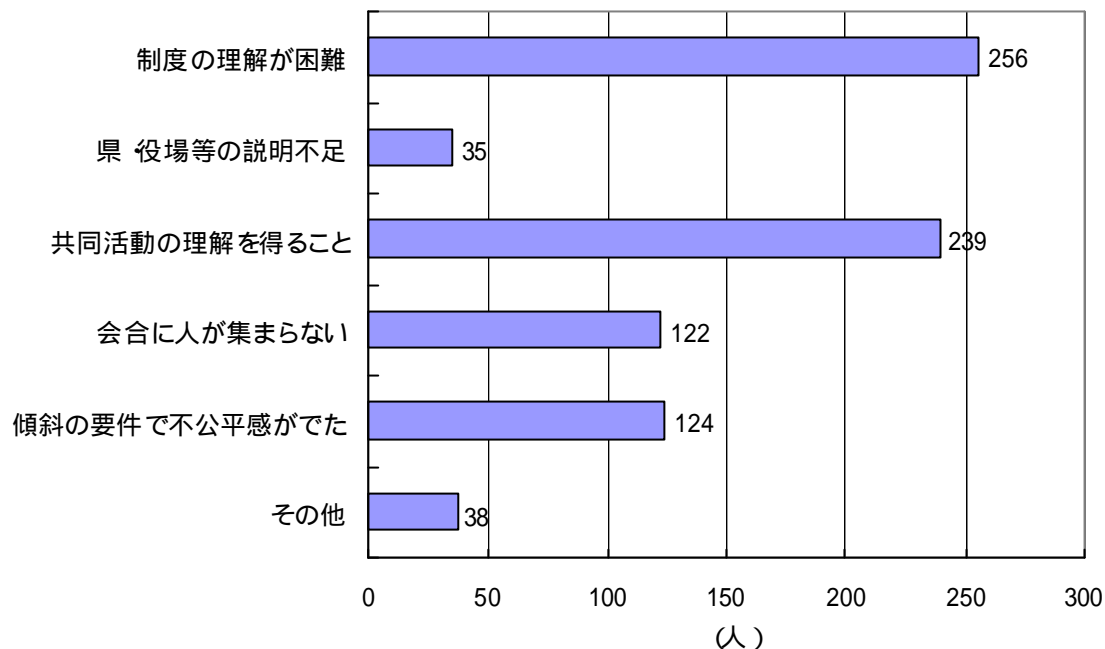


その他の意見

- ・ 管理組合を立ち上げ、集落の農用地を保全していく。
(蓬田村 A 協定、弘前市 M 協定)
- ・ 農用地を国が買い取り、耕作希望者へ貸し付けする政策がよい。
(弘前市 T 協定)

「集落全員で共同管理」、「担い手を中心として管理」及び「農家以外のボランティアの協力」をあわせると 74%となり、個人のみによる農地保全が困難だと考える人が多くなっている。特に、高齢化が進んでいる中山間地域では集落のみの農用地管理が困難となっているところもあるため、特定農業法人の設立や NPO、都市側の協力等多様な担い手の発掘が必要となってくる。

問5：集落協定をとりまとめるのに苦労した点は何でしたか。（複数回答可）



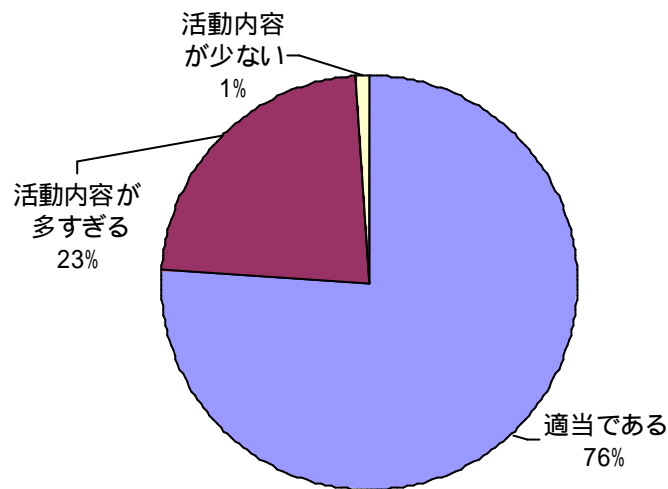
その他の意見

- ・ 交付額の割には要求する活動が多すぎる。（弘前市 D 協定）
- ・ 交付金を使った活動のアイデアが浮かばない。（弘前市 T 協定）

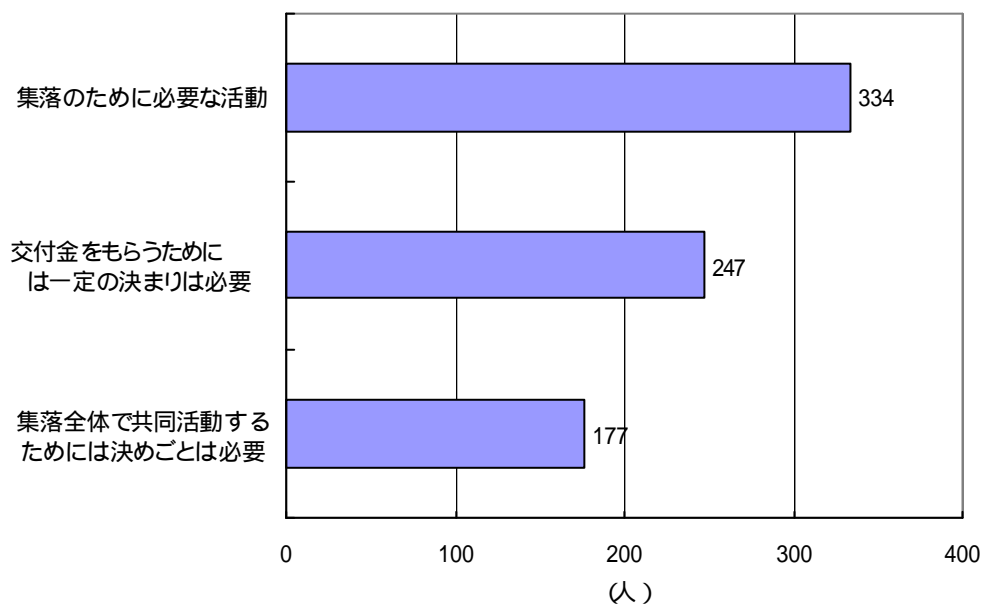
傾斜や団地設定の要件、集落協定書及び課税収支報告書など制度が複雑なため「理解が困難」をあげた人が最も多かった。また、これまでの補助事業と異なり集落裁量が大きく、共同活動の内容は集落で決める必要があるため、「共同活動の理解を得ること」が次いで多くなっている。

「傾斜の要件で不公平感がでた」では、急傾斜と緩傾斜で単価が違うほか、傾斜地と平坦地の線引きで同じ集落にありながら対象外となる人もあり、不公平感を覚えた農家もあったようだ。しかし、共同活動経費の使用により対象外となった農家も共同活動に参加できるようにしている集落も多くある。

問6 集落協定書について、どう思いますか。(回答一つ)

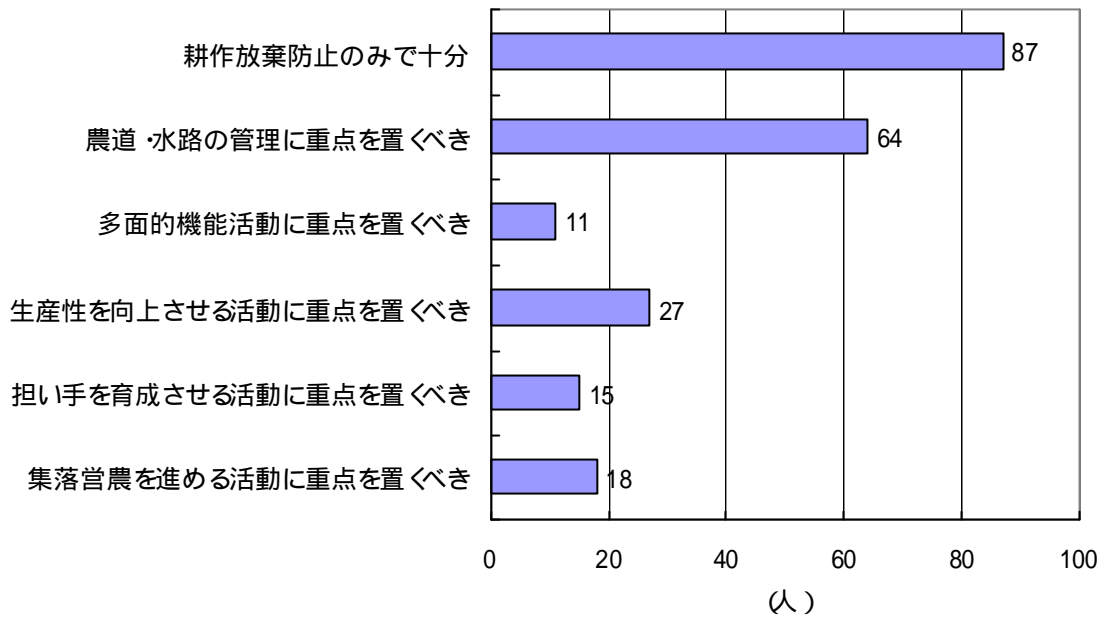


問6 - (1) 適当と思う理由は。(複数回答可)



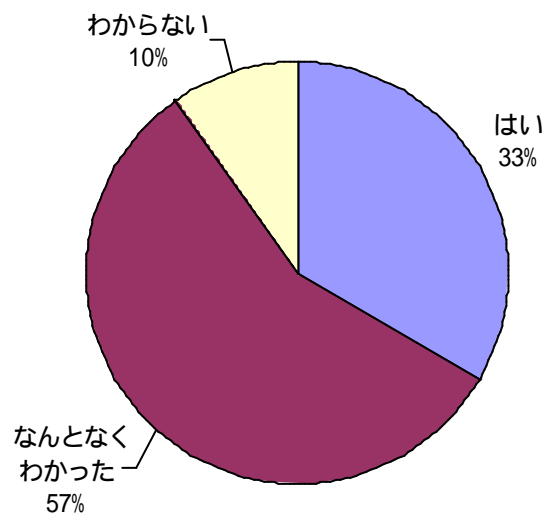
集落協定書は農用地保全の他、多面的機能増進活動、生産性の向上、担い手の育成、集落営農の推進及び米の作付け目標等、農業生産活動等を継続していくための集落基盤を確立するのに必要な項目の記載が求められているが、その記載量については「適当である」が76%を占め、その理由は「集落のために必要な活動だから」が最も多くなっている。

問6 - (2) 多すぎると思う理由は。(複数回答可)



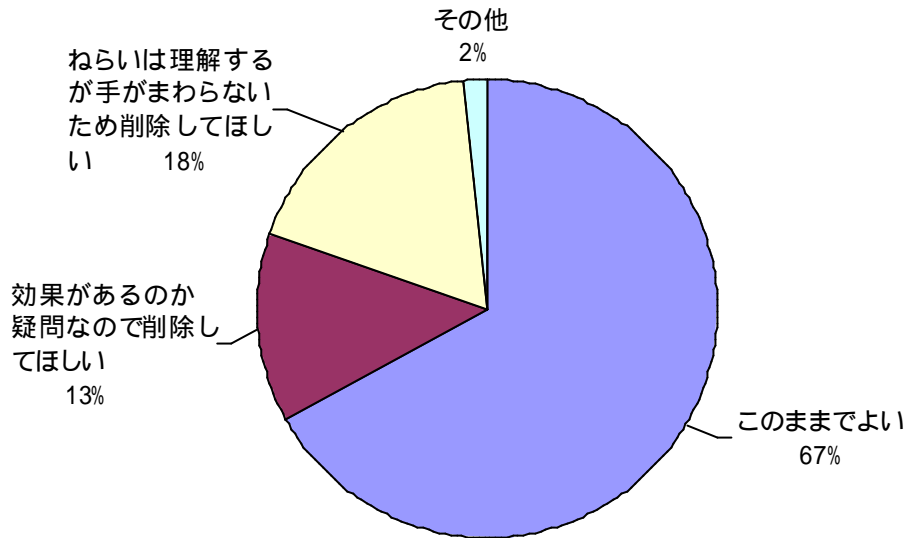
本制度の主旨である「耕作放棄防止のみで十分」が最も多く、次いで農用地管理に必要不可欠な活動である「農道・水路の管理に重点を置くべき」が続いている。

問7 協定書の中の「多面的機能活動」という言葉について理解されましたか。
(回答一つ)



「多面的機能」という言葉は、食料・農業・農村基本法にも明記されており、WTO 農業協定でも認められている。アンケート結果は「はい」と「なんとなくわかった」で90%となっており、この用語は大分浸透されてきている。

問8 「多面的機能活動」についてどう思いますか。(回答一つ)



その他の意見

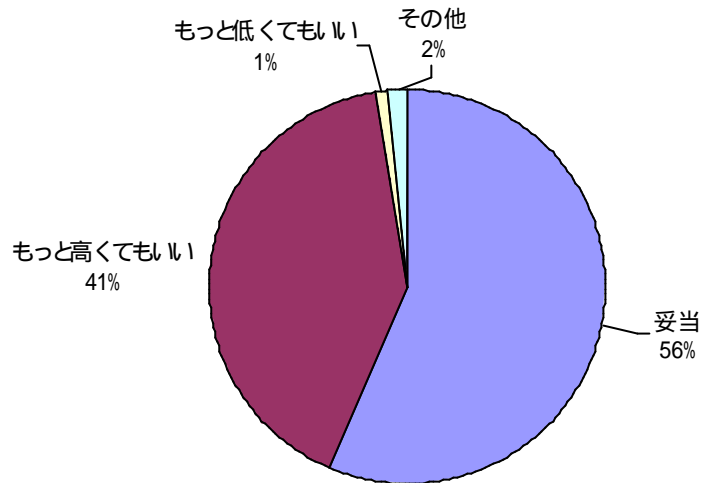
- ・ 集落によっては合わない場合があると思う。(鱒ヶ沢町 G 協定)
- ・ 多面的機能と農業経営と結びつかないから難しい。(中里町 M 協定)
- ・ 多面的機能活動について日本とヨーロッパの比較をしてほしい。
(八戸市 M 協定)
- ・ 都市住民にも理解して欲しい。(田子町 N 協定)
- ・ 非農家にも理解できる活動にしていきたい。(階上町 T 協定)

本制度の目玉でもある、多面的機能増進活動はこれまでの農業生産活動にプラスアルファした部分であったため、戸惑った集落も多かったが先発事例を参考に周辺林地の下草刈りや景観作物作付けなどに意欲的に取り組んでおり、またビオトープの整備や都市との交流を目指した集落伝統行事の復活などに取り組む集落もあり、多様化してきている。

アンケート結果は、「このままでよい」が 67%と最も多くなっているが、「効果があるのか疑問なので削除してほしい」と「ねらいは理解するが手がまわらないため削除してほしい」を合わせると 31%となり、次期対策に向けて一考が必要である。

問9 交付金の単価（例 緩傾斜 田：8,000円/10a、畑：3,500円/10a）は平坦地との生産費の格差を補填する額になっていますが、実際の農作業を通じてこの単価をどう思いますか。（田・畑別に回答一つ）

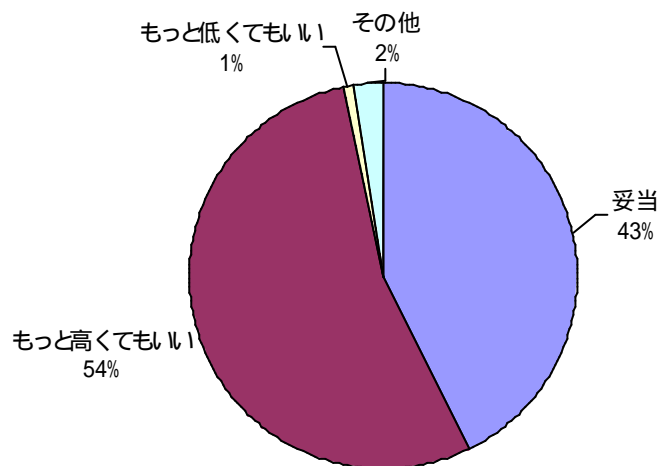
(1) 田



その他の意見

・急傾斜と緩傾斜の額の差が大きすぎる。（鯉ヶ沢町 F 協定）

(2) 畑（樹園地、草地、採草放牧地を含む）



その他の意見

・田に比べて交付単価が低すぎる。（弘前市 D 協定）

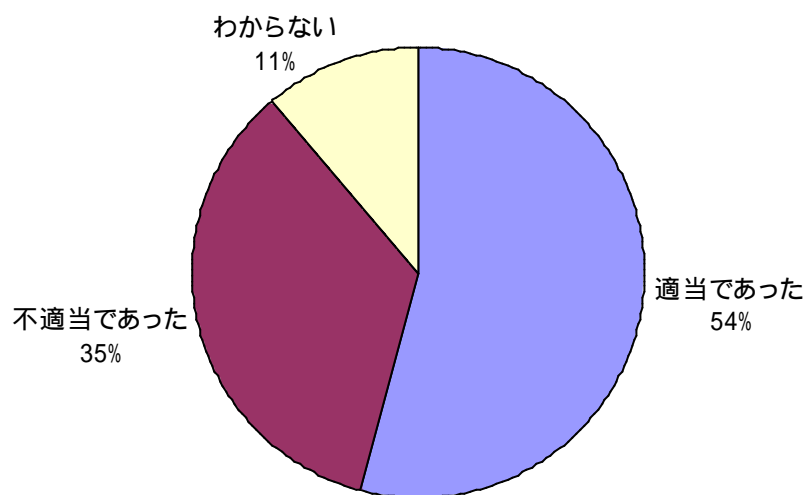
農用地の持つ主な多面的機能は洪水防止機能、土壌浸食防止機能、水資源涵養機能、大気浄化機能、観光・保健休養機能等があげられるが、その中で最も効果の大きい機能が洪水防止であり、青森県の水田で 938 億円、畑で 181 億円の評価額となっている（H12 青森県農業研究推進センター）。

本制度の交付単価は、W T O 農業協定の規定を踏まえ、多面的機能への貢献度ではなく、平坦地と傾斜地の生産費の格差で決められているところである。

県の調査によると本県のりんご園における傾斜地と平坦地とのコスト差は 59 千円で、その 8 割は 47 千円となり、畑の急傾斜 11.5 千円、水田の急傾斜 21 千円よりかなり上回っている。

今回のアンケート結果でも、実際の農作業を通じて「もっと高くてもいい」と回答した人が水田より畑の方が多くなっているため、次期対策への検討課題だと考えられる。

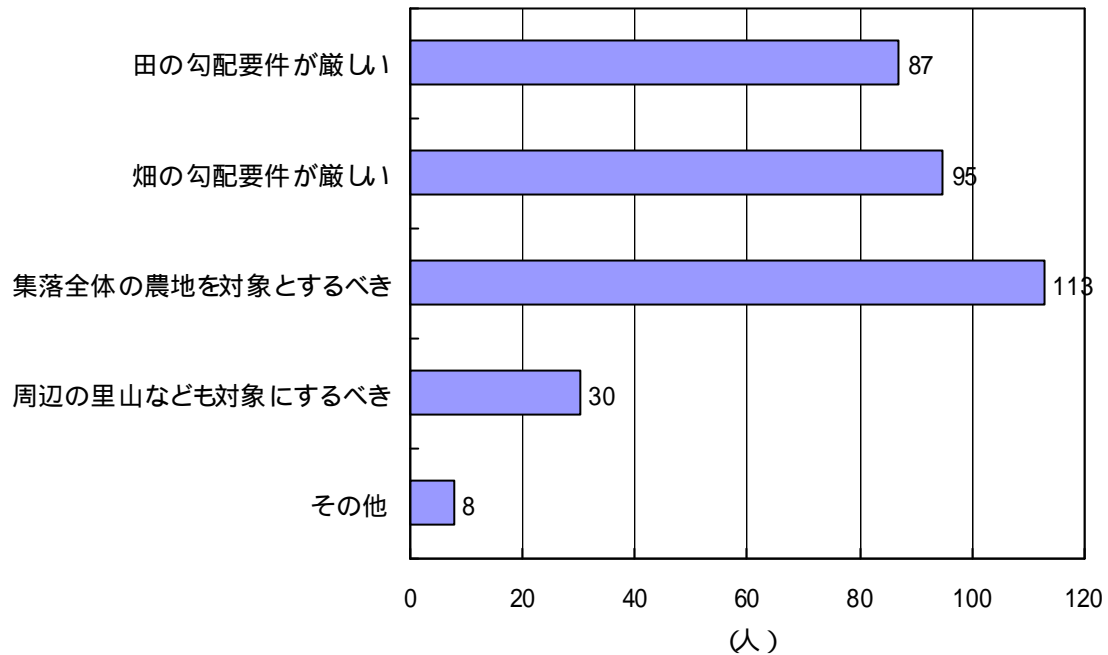
問 1 0 交付金の対象となる勾配の要件はどうでしたか。（回答一つ）



「適当であった」が 54%と最も多い意見となっているが、「不适当であった」も 35%あった。

本制度の勾配要件は急傾斜地 [田 1/20、畑 15 度] 以上については、従来から地域振興法等で条件不利地として地域指定の要件となっており、本制度はこれを踏襲している。一方、緩傾斜地 [田 1/100 以上 1/20 未満及び畑等の 8 度以上 15 度未満] については、急傾斜と一体的に守る必要があると市町村長が特に認めた場合に対象とすることができることとされている。また、傾斜度の段階が多くなりすぎると、傾斜がきつい農地を過度に保護することになりかねないことや、市町村での制度運用が複雑になるため、急傾斜農地とそれ以外の農地の 2 段階に設定するべきであるとの国の第三者機関等の提言を受けて決定されているところである。

問10-(1)「不適當であった」と答えた人は、どのような点が良くなかったと思いますか。(複数回答可)

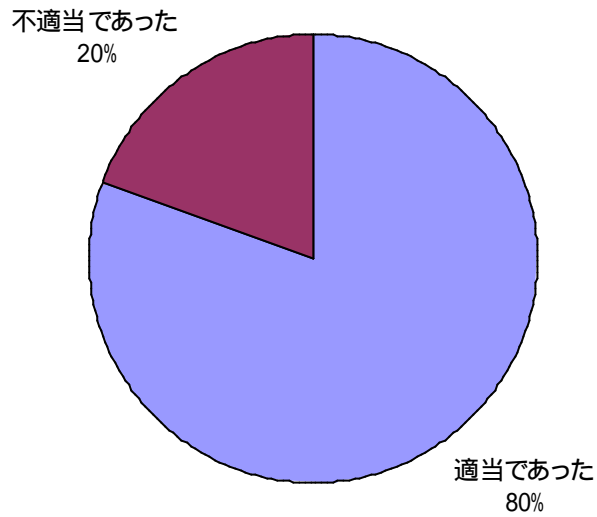


その他の意見

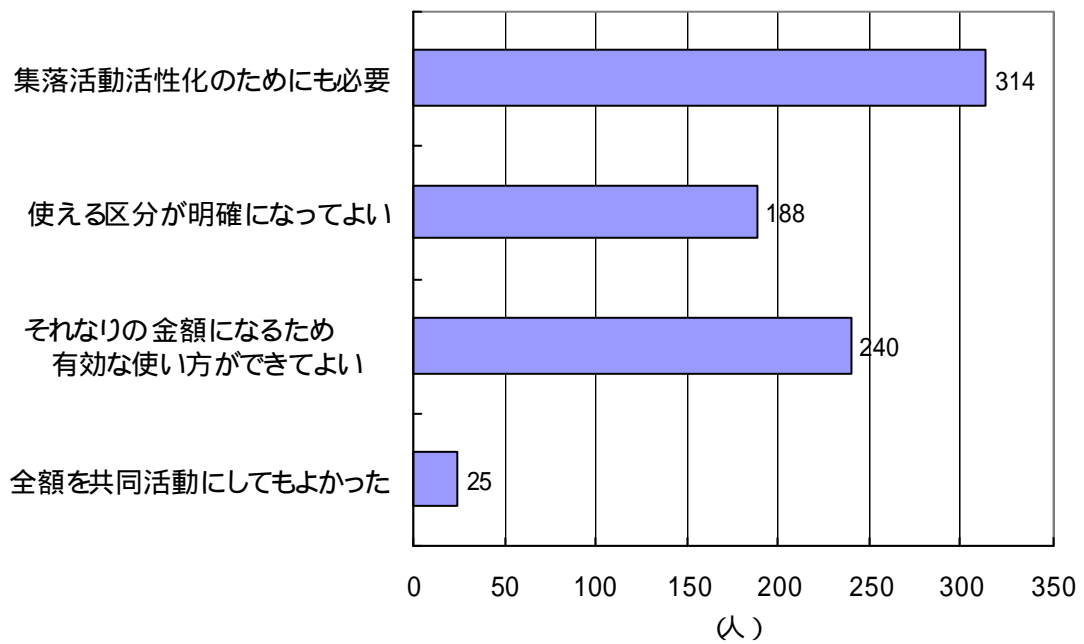
- ・ 傾斜を満たしていれば、面積要件 (1ha 以上の団地) はなくてもよい。
(十和田市 Y 協定)
- ・ 集落内では急緩の差が激しいので勾配要件を細かくしてほしい。(階上町館堀)

同じ集落内で対象とならない農家もあり、不公平感から集落共同活動に支障が生じるため「集落全体の農地を対象とするべき」との意見が最も多かった。しかし、共同活動経費を使用し、対象とならない農家も共同活動に参加できるよう工夫している集落も多い。

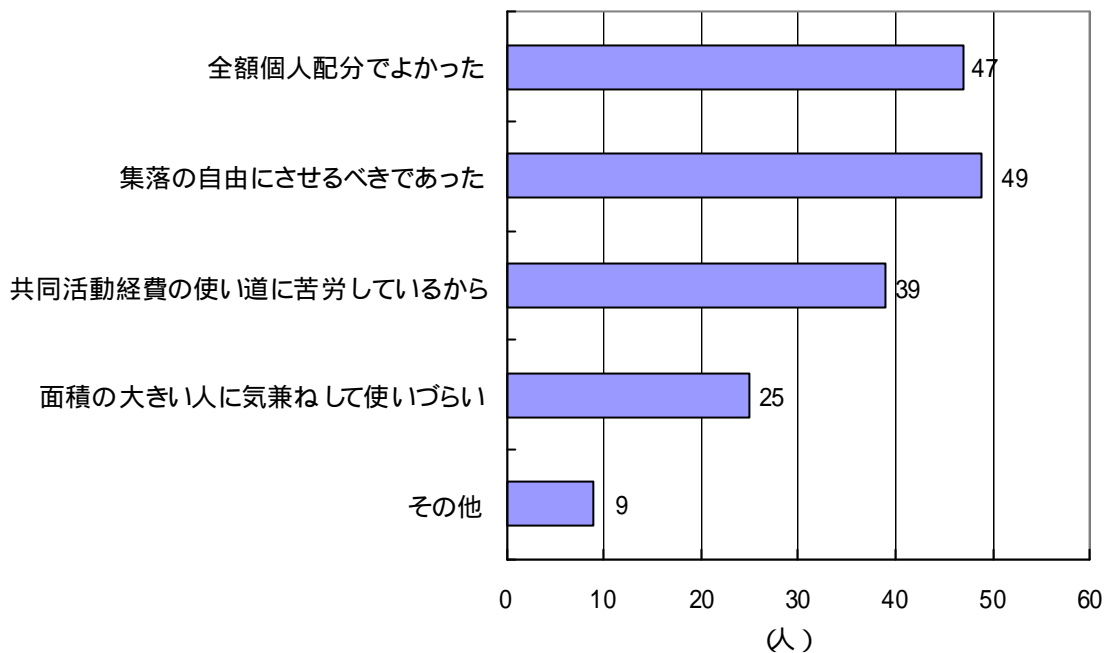
問 1 1 交付金の半分以上を共同活動費に使うように指導していますが、これについてどう思いますか。(回答一つ)



問 1 1 - (1) 「适当であった」を選んだ理由は何ですか。(複数回答可)



問 1 1 - (2) 「不適当であった」を選んだ理由は何ですか。(複数回答可)



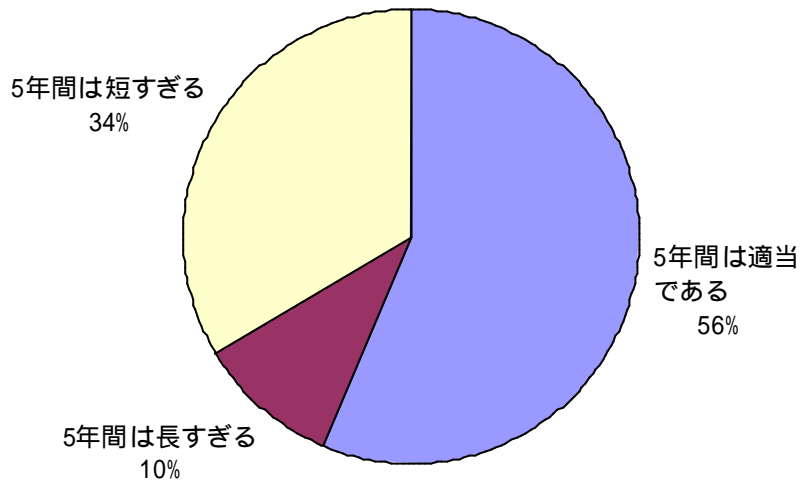
その他の意見

- ・ 交付金は中山間地域の不利な部分を補うために全額を共同活動経費とするべきである。 (弘前市 T 協定)
- ・ 集落では本制度が実施される前から共同活動があったため、あえて共同活動経費は必要なく、個人配分をもっと増やしてもよい。 (平賀町 K 協定)

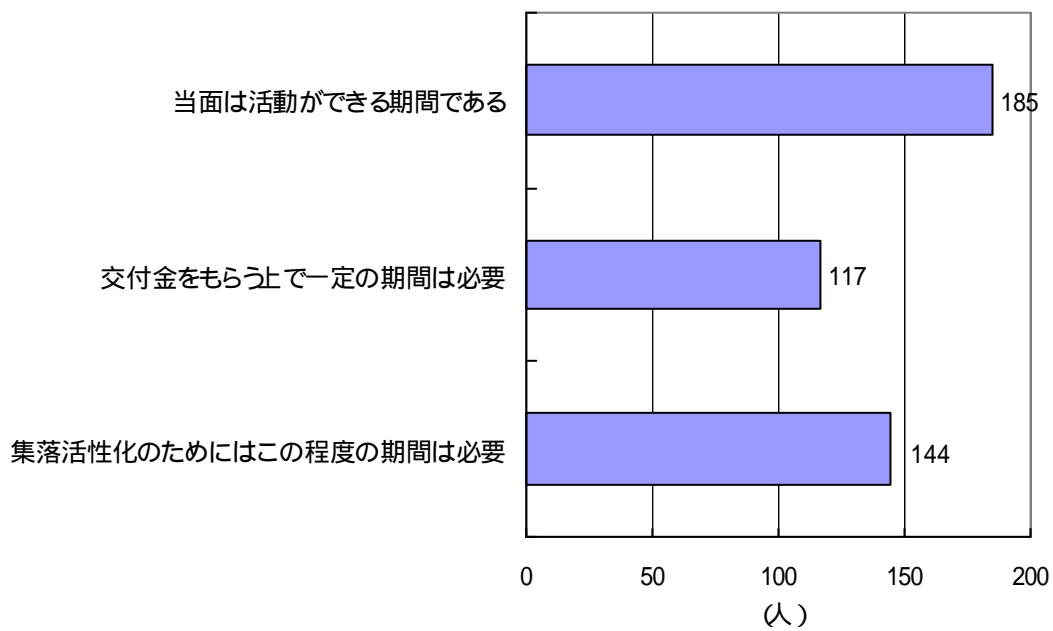
共同活動経費については、十分な認定農業者等の担い手が育成されていない中山間地域等で農業生産活動を継続していくためには、集落の補完性、継続性を生かした共同取組活動が重要であり、そのために交付額の 1/2 を充てるよう指導しているところである。

共同活動経費の配分については、「適当であった」が 80%にものぼり、概ね共同活動経費の趣旨を理解いただいたようである。適当であった理由では、「集落活動活性化のために必要」という意見が最も多かった。一方、不適当であった理由では、地域の実情にあわせて「集落の自由にさせるべきであった」が最も多かった。

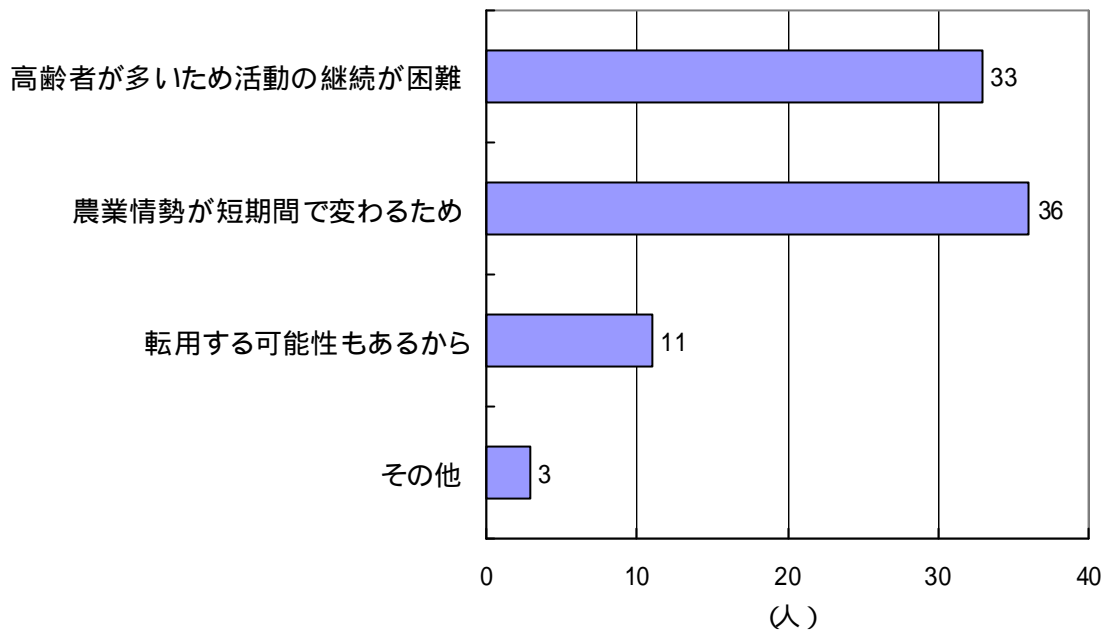
問12 活動期間（5年間）の要件はどうでしたか。（回答一つ）



問12-(1)「適当」と思う理由は何ですか。（複数回答可）



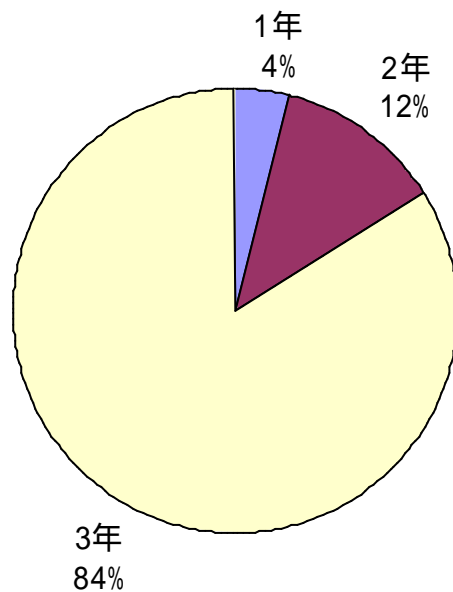
問12-(2)「長すぎる」と思う理由は何ですか。(複数回答可)



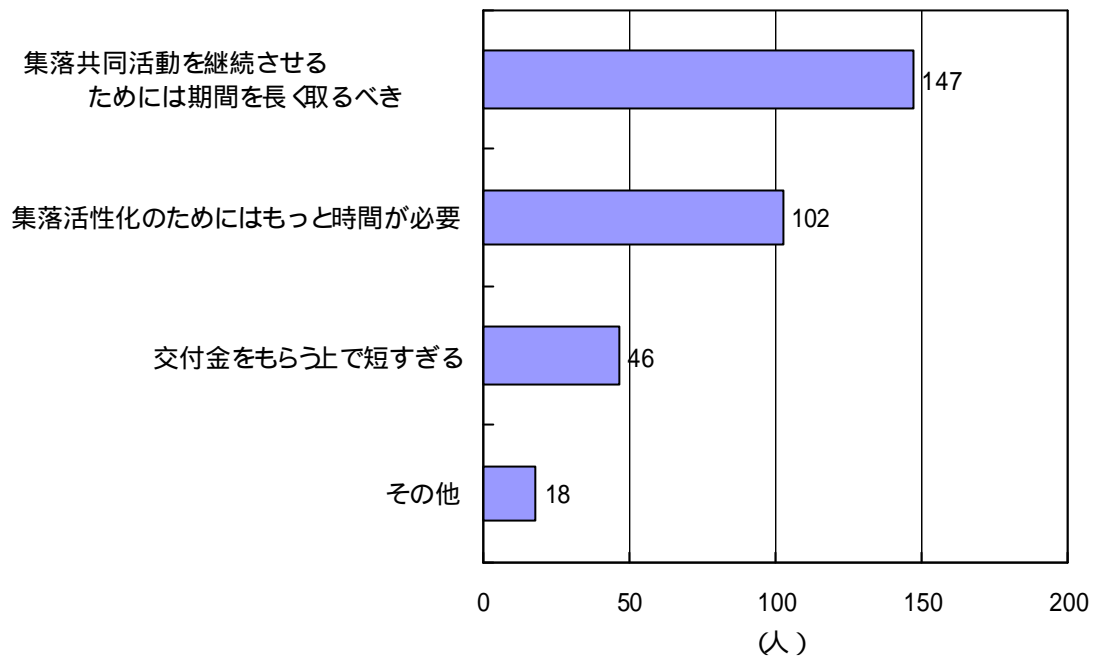
その他の意見

- ・ 役員の負担が大きい。(平賀町 H 協定)
- ・ 世代交代すると事業継続が困難となる。(八戸市 O 協定)

問12-(2)-a 長すぎる場合、何年くらいが適当ですか。(回答一つ)



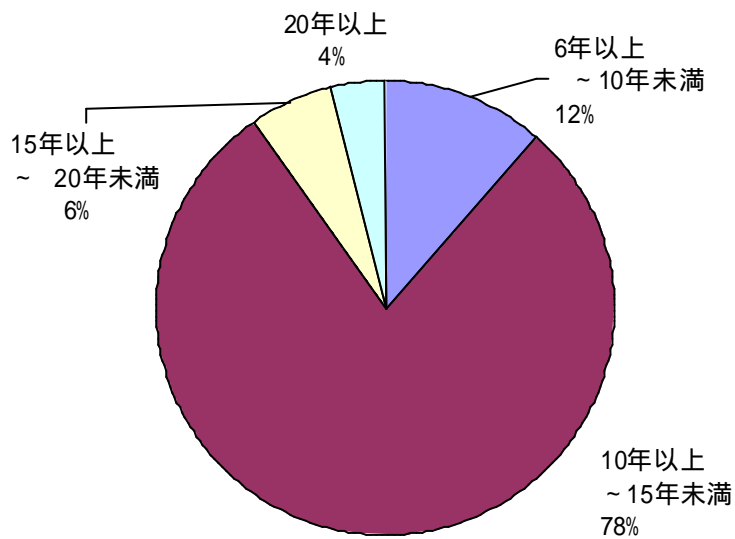
問12-(3)「短すぎる」と思う理由は何ですか。(複数回答可)



その他の意見

- ・ 国土保全という観点からすると短すぎる。(平賀町 S 協定)
- ・ 制度を活用しているうちに、行政に頼らなくてもある程度集落でやっていけるようになるので、もう少し時間がほしい。(階上町 K 協定)

問12-(2)-a 短すぎる場合、何年くらいが適当ですか。(回答一つ)

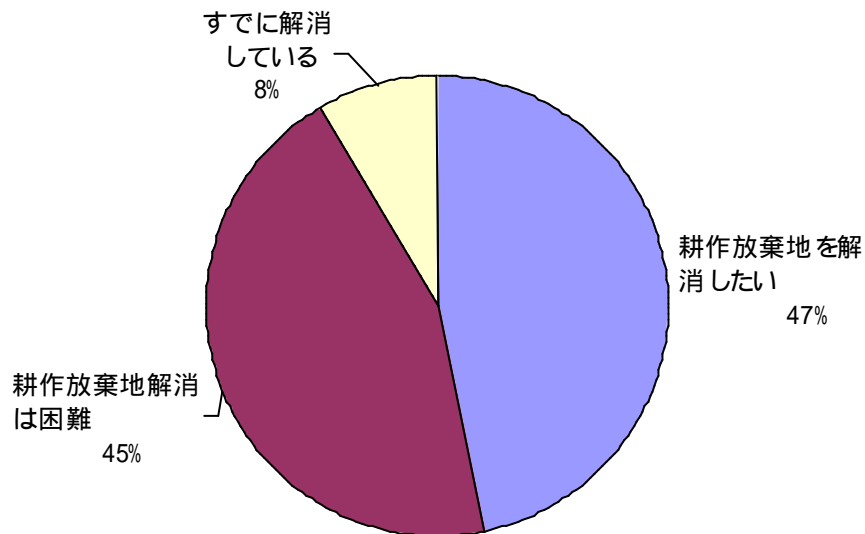


協定期間については農業生産活動等を通じ多面的機能の確保を図るという本制度の趣旨からすれば、一定のまとまりのある期間、農業生産活動等を継続することが必要であることから協定期間を5年間以上としているものであり（EUにおいても、5年間以上の継続が条件不利地域対策の受給条件とされている）、途中、耕作放棄や多面的機能増進活動等の非実施があった場合、初年度まで遡り協定参加者全員が返還することになっている。ただし、高齢化による身体的機能の低下を含む病気等の不可抗力により、農業生産活動等ができなくなった場合は、交付金の返還は求めないこととしているところである。

アンケート結果では、5年間という活動期間は「適当である」が56%で最も多く、次いで「5年間は短すぎる」が34%、「5年間は長すぎる」が10%となっている。その理由は大きく二つに分かれており、活動期間が「適当」あるいは「短すぎる」と答えた理由では「当面は活動できる期間である」、「集落共同活動を継続させるためには期間を長く取るべき」が最も多くなっており、集落で地域基盤を確立するためにはある程度の期間が必要とする意見が多かった。一方、「長すぎる」と答えた理由では「農業情勢が短期間で変わるため」や「高齢者が多いため活動の継続が困難」が多く、高齢化が進んでいる中山間地域の現状を考えると、現行制度では耕作放棄した場合のペナルティもあるため、活動期間が長すぎるということである。

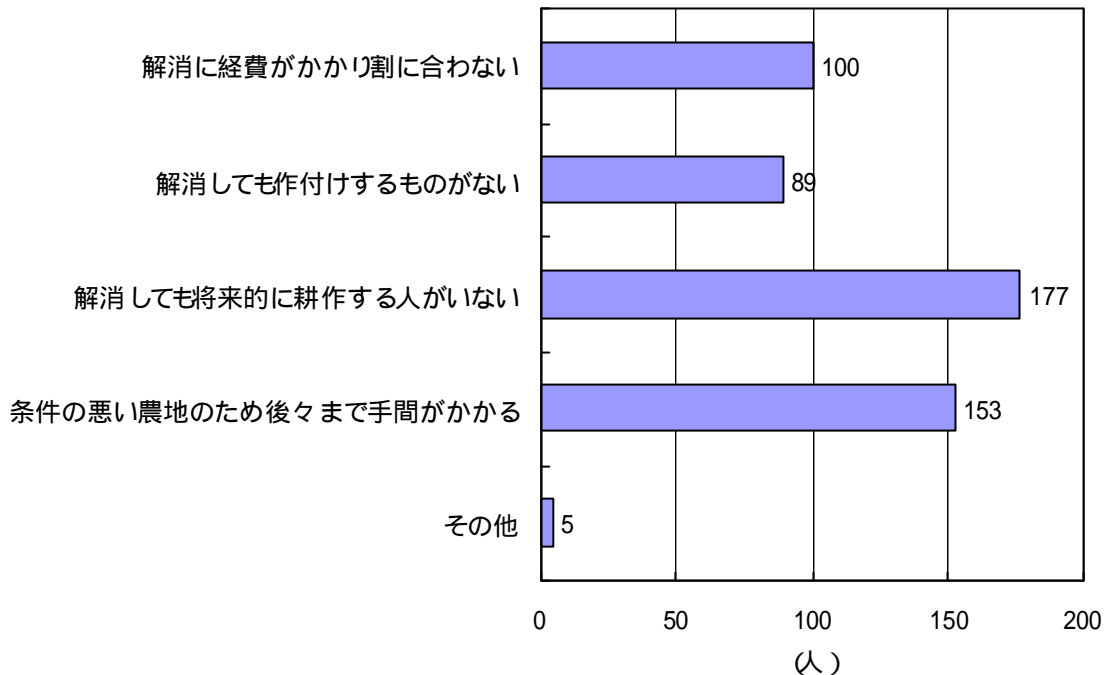
以上のことから、農業構造政策を進めるためには、長期的計画が必要であるため制度期間は現行の5年間あるいはもっと長くてもよいかもしれない。また、返還措置を緩和することにより無秩序に協定違反がされるとは考えづらいため、交付金返還は単年度で当該者のみでよいのではないかと考えられる。

問13 あなたの集落に耕作放棄地がある場合、この制度でその耕作放棄地を解消しようと思いますか。（回答一つ）



問13-(1)「解消は難しい」と答えた方は、その理由をお答え下さい。

(複数回答可)



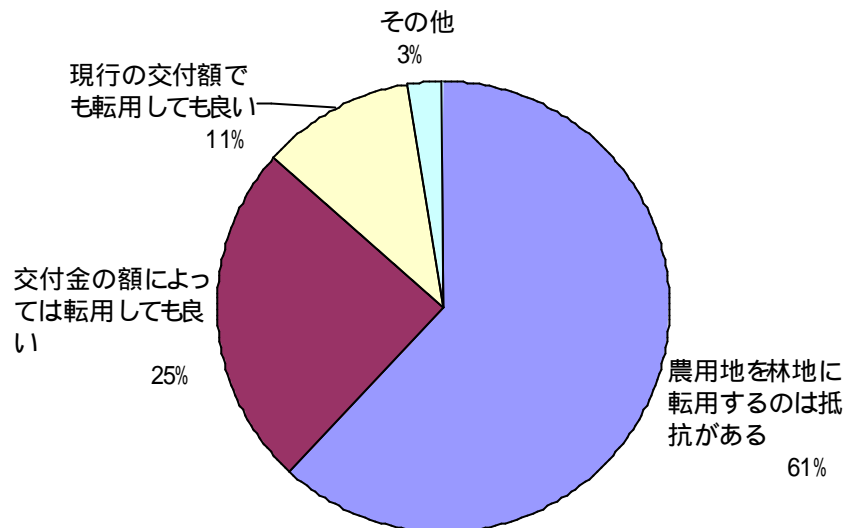
その他の意見

- ・ 湿地のために機械が入らない。(横浜町 O 協定)
- ・ 耕作者と地主が異なる場合、地主にその意志がなければどうにもならない。(階上町 M 協定)

本制度では、既耕作放棄地を復旧させても交付対象となり、その場合5年以内に行えばよいことになっている。アンケート結果は、「解消しても将来的に耕作する人がいない」が最も多く、次いで「条件の悪い農地のため後々まで手間がかかる」となっている。農用地は耕作放棄後1年でカヤやススキなどの雑草が繁茂し、その後野バラ、ササや灌木が覆い繁り、再び耕作可能な状態に戻すためには多大な人手と投資が必要となる。そのため、年月の経った耕作放棄地を復旧させるには相当の経費が必要となるが、アンケート調査の結果では、耕作放棄を復旧させる費用対効果の面より復旧させた後の管理が困難という意見が多かった。

問14 この制度では、収量や効率が著しく低い限界農用地を林地に転用させても交付対象（畑の単価適用）になりますが、林地化についてどう思いますか。

（回答一つ）



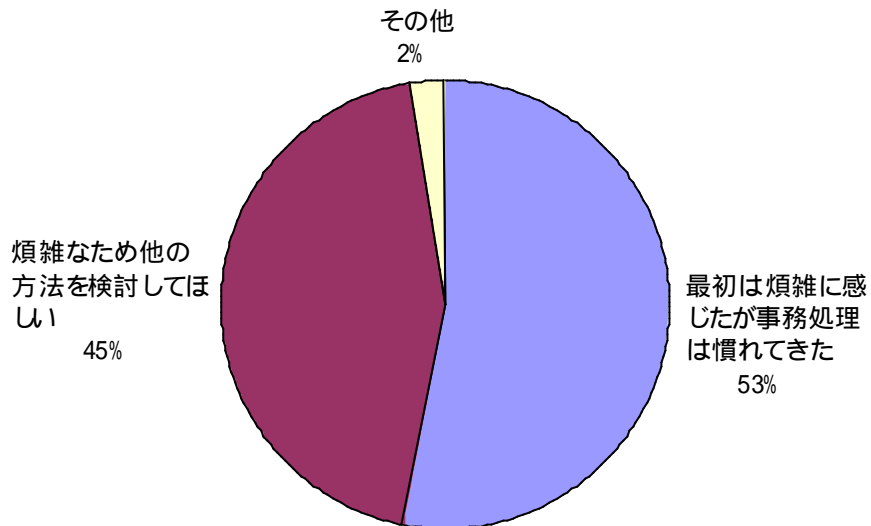
その他の意見

- ・ 林地も育成するには手間がかかるため、林地化した後の管理が大変。
（鱒ヶ沢町 N 協定他多数）
- ・ 集団化できる場所であれば可能だが、虫食い状態で耕作放棄されている場合は林地化後、周辺農地の日照不足などの問題がでる。（弘前市 K 協定）

国土保全、土砂崩壊防止等の多面的機能の確保の観点からは、耕作放棄地のままとするよりは林地化をすることがむしろ望ましい場所もあることから次善の策として林地化を認めているところである。

アンケート結果では、交付額単価の問題ではなく「農用地を林地に転用するのは抵抗がある」とする意見が 61%と最も多かった。多面的機能確保のためには限界農地のようなところは林地化を進めるべきであるが、その他の意見にもあったように林地化するには周辺農地への影響の考慮や集団化が必要なため、現実的には問題も多い。

問15 交付金に対する課税の収支報告書についてどう思いますか。(回答一つ)



その他の意見

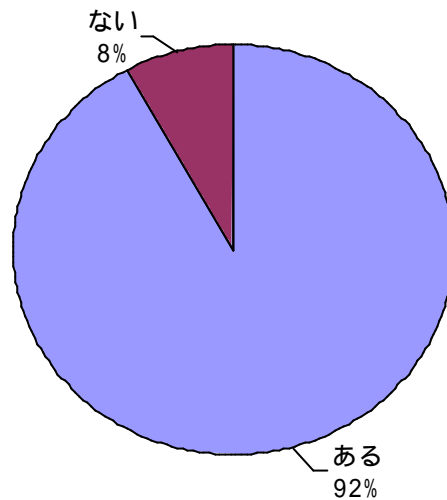
- ・国庫なのになぜと思うが所得税法上、仕方ない。(鱒ヶ沢町 O 協定)
- ・非課税扱いにしてほしい。(深浦町 A 協定他多数)

本交付金は個人配分、共同活動分双方に課税されるが、共同活動経費のうち農業生産活動などに充てる分については、必要経費として計上できる。

アンケート結果では、「最初は煩雑に感じたが事務処理は慣れてきた」が 53%と最も多かったが、「煩雑なため他の方法を検討してほしい」も 45%であった。

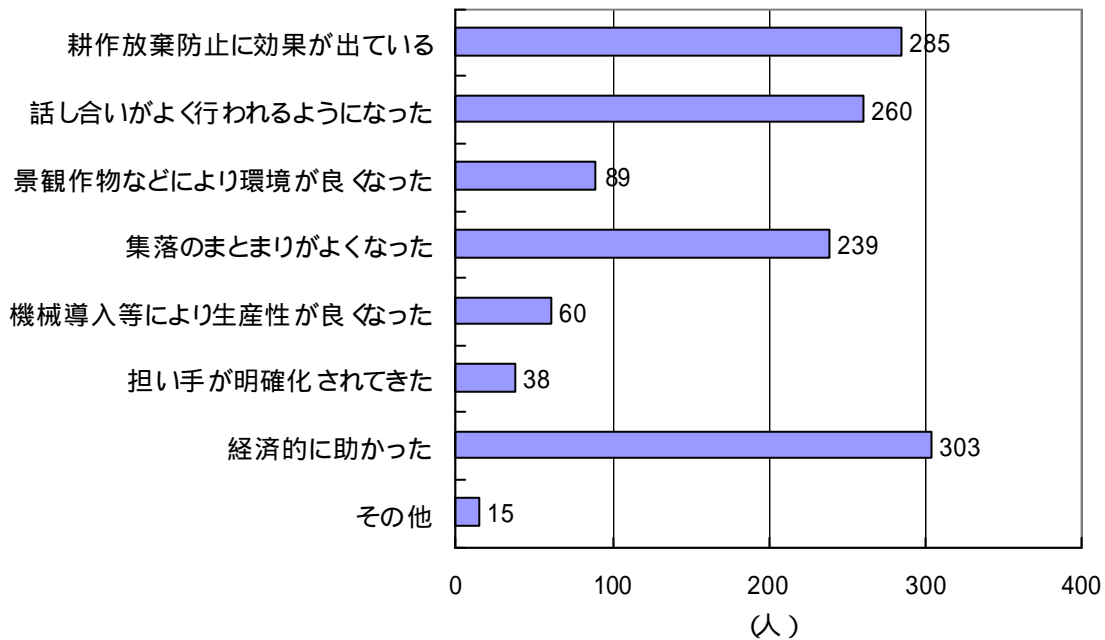
なお、交付金の課税は所得税法等の原則に則して処理され、例えば本交付金が地方公共団体から支出された公的補助金といえども例外としては認められない。

問 1 6 直接支払制度に取り組んでみて良くなったと感じる点はありますか。
(回答一つ)



「ある」が92%、「ない」が8%となっている。

問 1 6 - (1) 「ある」と答えた方はどういうところですか。(複数回答可)



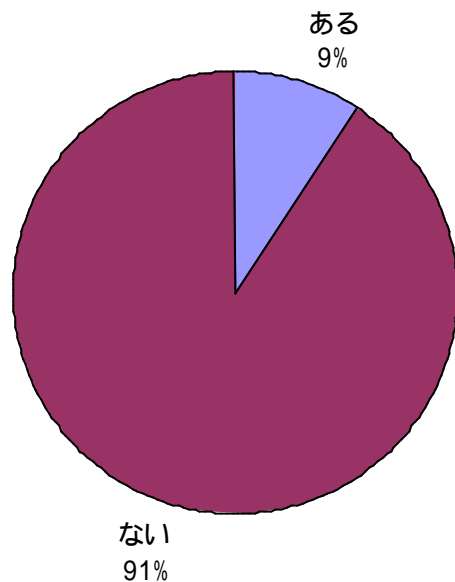
その他の意見

- ・農道、水路の管理が行き届くようになった。(蓬田村 A 協定)
- ・他集落との交流が活発になった。(岩木町 S 協定)

本制度は、中山間地域の農用地に対する不利性の補正を支援するという趣旨の交付金であるため、農家所得そのものの支援という意味合いは薄いですが、アンケート結果では「経済的に助かった」が最も多く、次いで「耕作放棄防止に効果が出ている」、「話し合いがよく行われるようになった」となっている。

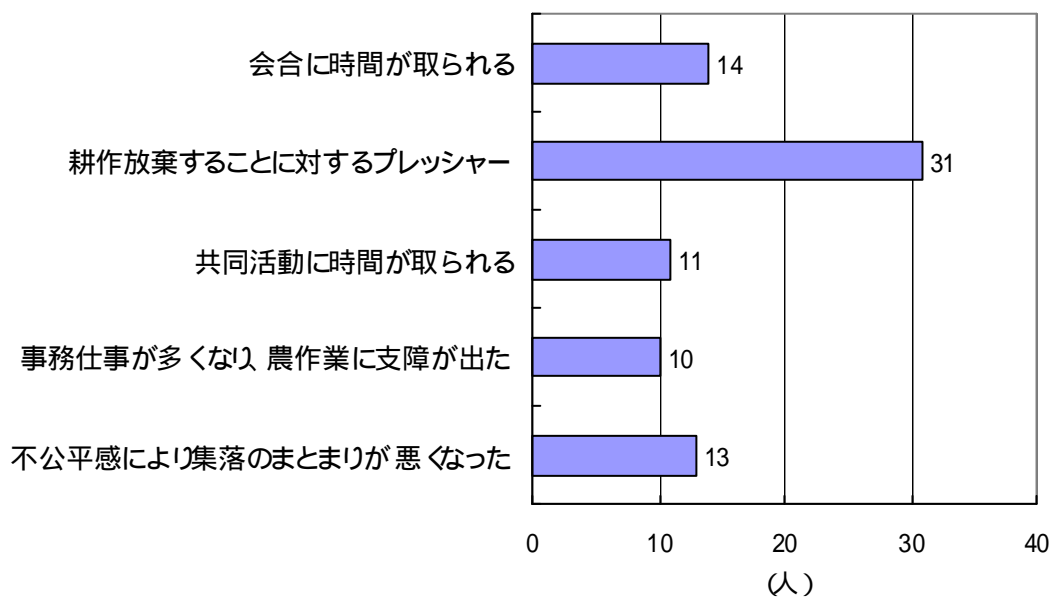
問17 直接支払制度に取り組んでみて悪くなったと感じる点がありますか。

(回答一つ)



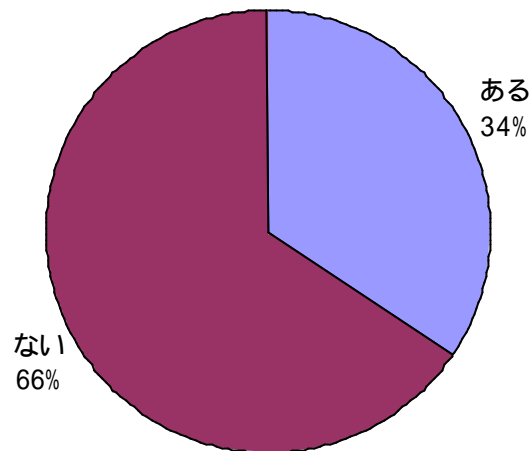
「ない」が91%とほとんどを占めたが、「ある」も9%あった。

問17-(1) あると答えた方はどういうところですか。(複数回答可)



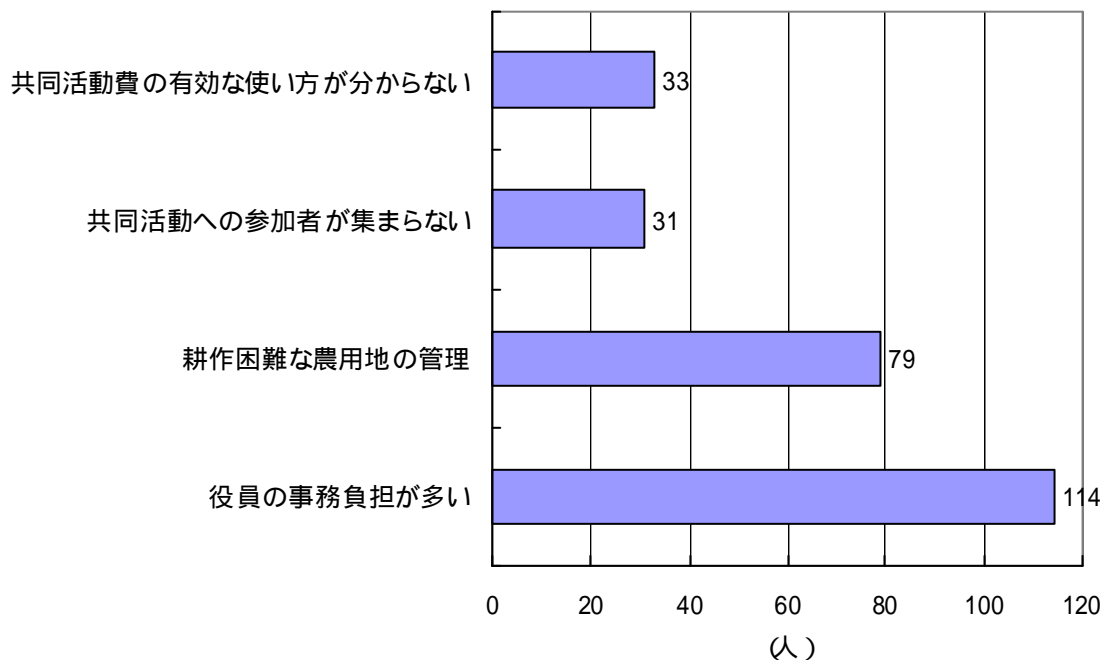
「耕作放棄することに対するプレッシャー」が最も多くなっている。耕作放棄した場合、集落連帯責任となっているため(代貸耕作は可)、高齢者等にとっては重荷となっている。

問 1 8 現在活動している中で、苦勞していることがありますか。(回答一つ)



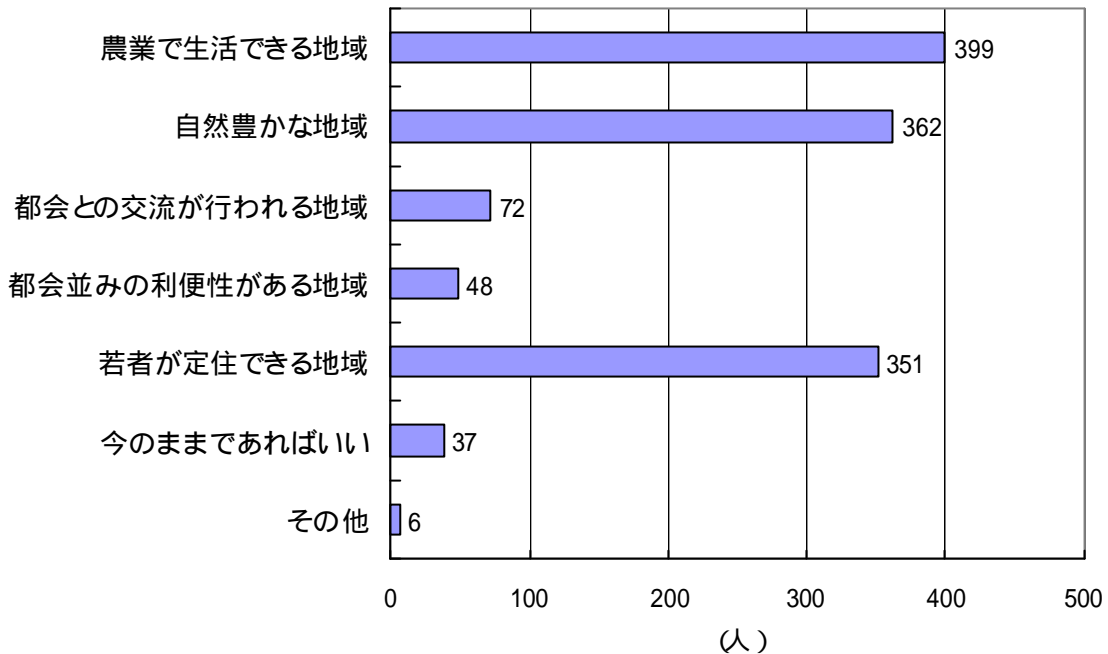
「ある」が 34%、「ない」が 66%となっている。

問 1 8 - (1) 「ある」と答えた方は、具体的に何ですか。(複数回答可)



「役員の事務負担が多い」が最も多く、集落協定書の作成、交付金の支払事務、課税の収支報告書などの書類作成が負担に感じている。

問19 あなたの集落がどういう地域になればよいと思っていますか。(複数回答可)

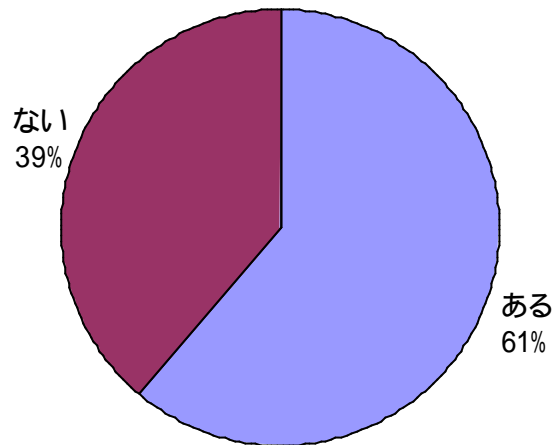


その他の意見

- ・ゴミや産業廃棄物が持ち込まれない自然がいつまでも残る地域。
(八戸市O協定)
- ・非農家とも融和・協調できる集落。(階上町H協定)

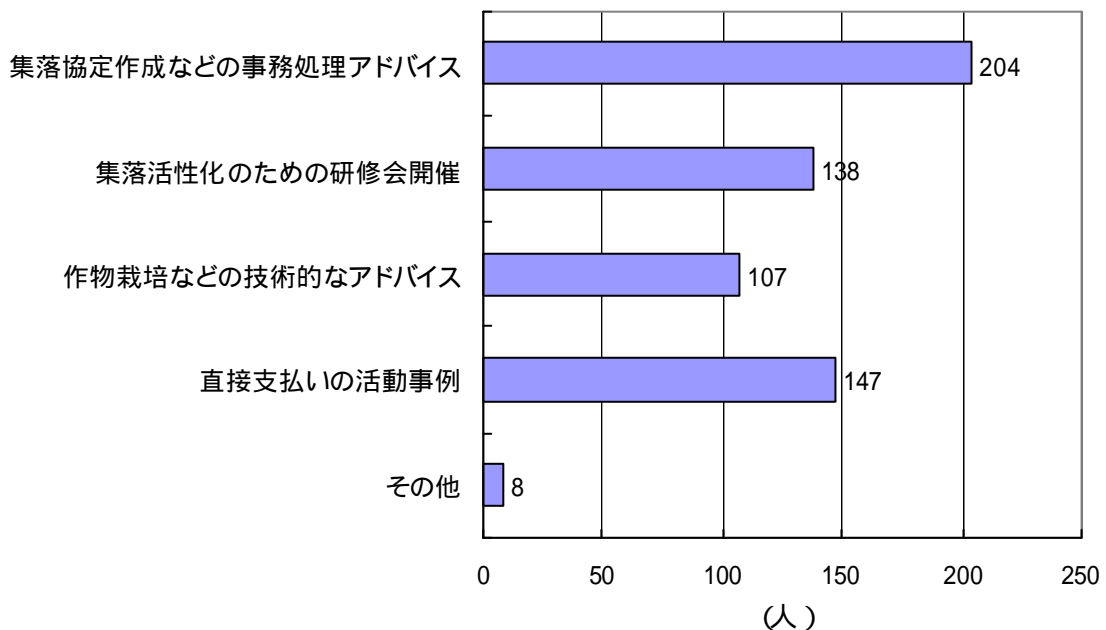
「農業で生活できる地域」が最も多く、次いで「自然豊かな地域」、「若者が定住できる地域」となっている。モータリーゼーションの発達により、農村からでも都市へのアクセスが容易となり、特に青森県の場合は約94%の集落がDIDまで1時間以内の範囲にあるため「都市並みの利便性がある地域」と答えた人は少なかった。農業で生活が成り立ち、豊かな自然環境を保てる集落であれば、自ずと若者も定住できるということである。

問 2 0 直接支払制度の協定活動を続けていく上で、県や役場に支援して欲しいことがありますか。(回答一つ)



「ある」が61%、「ない」が39%であった。

問 2 0 - (1) 「ある」と答えた方は、具体的に何ですか。(複数回答可)

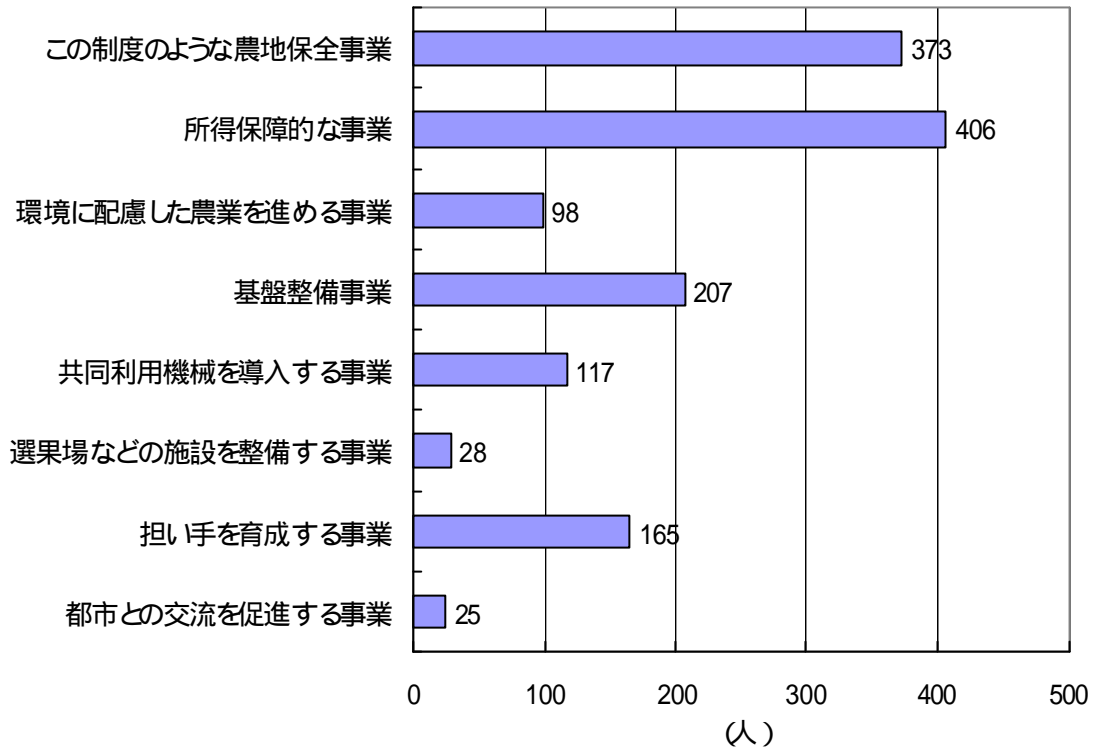


その他の意見

・急傾斜地に適している作物の情報提供。(平賀町S協定)

「集落協定作成などの事務処理アドバイス」が最も多く、次いで「直接支払いの活動事例紹介」、「集落活性化のための研修会開催」等となっている。

問 2 1 : 農業で生活するために、必要な支援事業はなんですか。(回答三つ以内)



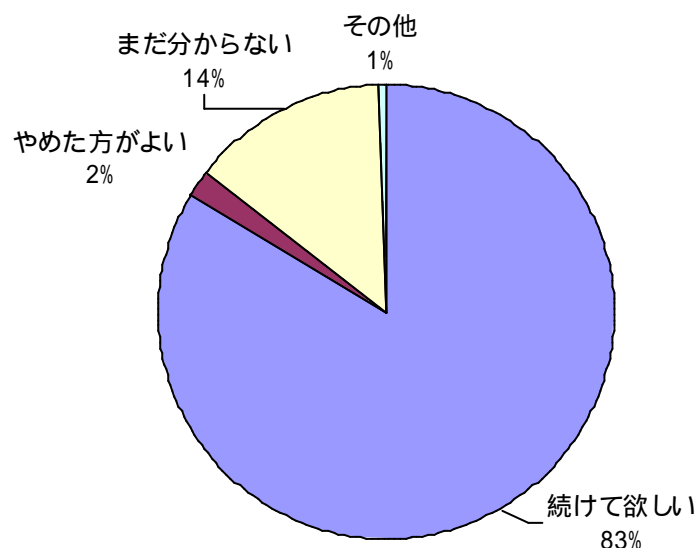
「所得保障的な事業」が最も多く、次いで「この制度のような農地保全事業」等となっている。経済効果に直接働きかけるような政策を望んでいる。

これらの意見は特に中山間地域に限ったことではないと思われるが、経営所得安定対策の早期創設、本制度のような農地保全を図る事業、また農業の生産基盤や農村の生活環境基盤の整備を進める事業等の一層の充実が望まれる。

問 2 2 直接支払制度により新たに始められた活動などがありましたらお書き下さい。

- ・ 収穫祭や集落の伝統行事（平館村 T 協定他多数）
- ・ 集落内の景観作りと小川の清掃（鱒ヶ沢町 F 協定他多数）
- ・ グリーンツーリズム（鱒ヶ沢町 K 協定）
- ・ 観光農業の推進（南部町 F 協定他多数）
- ・ 他集落協定との交流（岩崎村 S 協定）
- ・ 農業機械オペレーター育成（弘前市 K 協定）
- ・ 農業機械や施設の共同利用の促進（十和田市 T 協定他多数）
- ・ 集落を活性化させるためのむらづくり委員会の発足（弘前市 S 協定）
- ・ ホタルや魚類の保護（弘前市 M 協定他多数）
- ・ ビオトープの整備（田子町 D 協定）
- ・ 農道の共同除雪（弘前市 O 協定他多数）
- ・ 集落内での様々な研修会の開催（岩木町 S 協定他多数）
- ・ 有機農業や減農薬栽培など環境に配慮した農業の推進（相馬村 Y 協定）
- ・ 入り作者との意識交流（浪岡町 S 協定）

問 2 3 この直接支払制度を続けていって欲しいと思いますか。（回答一つ）



「続けて欲しい」が 83%で最も多くなっている。一方、「まだ分からない」という慎重な意見も 14%あった。

問2 4 直接支払制度に対してご意見があればお聞かせ下さい。

< 制度の必要性について >

- ・ 緑豊かな集落を守るため、又若い人に農地を引き渡すためにも本制度は必要。
(平内町 Y 協定)
- ・ 集落のために大変ありがたいので続けて欲しい。
(蟹田町 O 協定他多数)
- ・ 本制度がなくなると農道や水路の共同管理費がなくなり、営農活動が困難となり耕作放棄地が増加する心配がある。
(鱒ヶ沢町 N 協定)
- ・ 今後も本制度を利用して集落の共同意識の醸成に努めたい。
(鱒ヶ沢町 I 協定)
- ・ 本制度の実施により、集落の共同意識が高まった。また、集落内の環境整備にもなった。
(鱒ヶ沢町 U 協定他多数)
- ・ 本制度のおかげで、農道・水路管理などの個人負担が軽減された。また、共同活動にも活力が戻り、個々の農家も農地管理をよくするようになった。
(岩崎村 S 協定)
- ・ 当集落では、100%共同活動経費に配分し、農業機械の導入や農道整備などに利用しているので大変助かっている。
(平賀町 O 協定)
- ・ 高齢者の多い集落にとっては大変助かっている。
(横浜町 M 協定)
- ・ 役所に頼らなくても自分たちで整備できる部分がたくさんあるので、本制度は継続してほしい。本集落は水と共に生きてきたので魚が住める河川を目指しながら稚魚の放流等も考えている。
(階上町 K 協定)
- ・ 本制度の導入により講演会や先進地視察など今までできなかった活動を実施することができた。
(南郷村 M 協定)

< 次期対策について >

- ・ その地域の特殊事情があるため、それらに対して柔軟な運用ができるようにしてほしい。 (蓬田村 A 協定)
- ・ 集落協定をはじめとする事務処理を簡素化してほしい。 (鱒ヶ沢町 I 協定)
- ・ 集落全体で交付金を使用できるように、集落全体の農用地を対象にしてほしい。 (鱒ヶ沢町 O 協定他多数)
- ・ 本制度は続けてほしいが、今後仕事量が増えるのは困る。 (鱒ヶ沢町 Y 協定)
- ・ 農振農用地以外も交付対象にしてほしい。 (鱒ヶ沢町 Y 協定)
- ・ 樹園地の単価の引き上げと勾配要件の緩和を望む。 (弘前市 T 協定他多数)
- ・ 交付金は非課税にしてほしい。また、全額個人配分を基本とし、集落の話し合いにより共同活動を行う方がよい。 (弘前市 T 協定)
- ・ 交付単価に比べ、ペナルティーが大きい。 (相馬村 N 協定)
- ・ 長期的な視点で営農を取り組みたいので、制度の期間をもっと長く(10年くらい)してほしい。 (相馬村 S 協定他多数)
- ・ 管理する労力は変わらないため、田と畑と同じ単価にしてほしい。(黒石市 Y 協定)
- ・ 交付金は活動する年度初めに交付してほしい。 (中里町 O 協定)
- ・ 急傾斜地と緩傾斜地の単価格差が大きすぎる。 (三戸町 E 協定)
- ・ 緩傾斜地であっても道路条件や土質(湿田)等により農地の維持管理が不利なことを理解いただき、今後の対象地域や単価等に反映させてほしい。 (三戸町 H 協定)
- ・ 制度発足後3年目に協定を締結したが、活動は5年間のため平成17年度以降も交付金をもらえるようにしてほしい。 (階上町 T 協定)

- ・ 本制度をスイスなどのヨーロッパ諸国のような手厚いものにしてほしい。
(倉石村 T 協定)

< 現在苦勞している点について >

- ・ 地主と借地耕作者との間で交付金の取り分が曖昧。
(平内町 I 協定)
- ・ 共同活動経費の使い道に苦慮しており、その使い方に対し集落内で批判があり、まとめるのが大変だ。
(平賀町 O 協定)

< 指導体制について >

- ・ 文書だけの指導では高齢者には分かりにくい。町と県で現場主義の指導をしてほしい。また、集落活動に関する研修会などを開催してほしい。
(田子町 D 協定)
- ・ 多面的機能増進活動は分かりにくい。意味が広すぎて何をやっていいか分からない。現場に応じた活動を指導してほしい。
(田子町 D 協定)

< その他 >

- ・ 中山間地域の人々は苦勞して自然を守っているということや本制度のことをもっと国民に理解してほしい。また、そのような学問を育成すべき。
(鱒ヶ沢町 I 協定)
- ・ 現在の農産物の価格では傾斜地で農産物を栽培しても困難。傾斜地で作られる農産物には品質の良いものも多い。また、日本の自然と農村の環境維持などのふるさと整備が必要。都会人が癒されるような環境整備が必要であり、そのためには本制度を手厚いものにするべき。
(相馬村 Y 協定)
- ・ 耕作放棄地をどうするのか根本的に検討し、国策としての位置づけを示してほしい。
(黒石市 T 協定)
- ・ 交付金のばらまきより、農業団体等による農業構造を改善する事業に補助金を増やしてほしい。
(大鰐町 M 協定)
- ・ 農村住民が国土を守っていることに対する生活保障制度までステップアップさせてほしい。都市住民の理解を得ながら、環境課税などの導入も検討すべき。
(田子町 N 協定)

問 2 5 農政全般に対してご意見があればお聞かせ下さい。

< 所得保障について >

- ・ 青森県の主要作物である米やりんごなどの価格が低迷しているため先行きが不安だ。 (鱒ヶ沢町 T 協定)
- ・ 低所得で借金の苦しい農家が多いため、所得保障制度を確立してほしい。せめて、年金受給者位の保証を政府からほしい。 (鱒ヶ沢町 I 協定)
- ・ 経営面、採算面から見て農業は不利なことが多すぎるため、このことが若者の農業離れに現れている。 (鱒ヶ沢町 S 協定)
- ・ 農業で生活できるよう集落にするためにどうしたらよいかを農業者だけでなく非農家も合わせた集落全体で考える必要がある。農家戸数が減って若い担い手がいなくなり、耕作放棄地が増加する可能性があるため、他産業からの就農者でも農業ができるように所得を保障してほしい。 (弘前市 T 協定)
- ・ 農産物の価格が安定していないと、生活も安定しないため、若者が就農しやすいように価格補償をしてほしい。 (弘前市 D 協定)
- ・ 早期に農産物の所得保障対策を講じ、この基準価格設定には市場価格の平均ではなく、生産価格(再生産できる農家への手取り)を勘案した価格とすべきである。また、加入については全農家が加入できるようにすべきである。 (弘前市 T 協定)
- ・ 米価やりんごの価格安定制度を望む。 (浪岡町 S 協定)

< WTO農業交渉、輸入農産物について >

- ・ 米改革大綱・WTO等の今後の動きによっては、集落全部が耕作放棄地になるかもしれない。 (深浦町 T 協定)

- ・ 農産物市場をあまりにも自由化させすぎて、農家収入を低下させている。セーフガード的な政策が必要。アメリカ主導の WTO にもっと異論を唱えることが必要な時期。今はどこでも財政赤字のため、いつまで補助事業が続くか不安である。

(岩木町 K 協定)

- ・ 昨今の農業は労多くして益少ないため、若者の就農が少ない。日本の農業の将来が思いやられる。農業は輸出産業の犠牲になっていると思う。

(岩木町 S 協定)

- ・ WTO 問題もあり、転作は中山間地域でますます多くなると思うので、水田を麦や大豆等に転換できるように暗渠排水水田を整備できる事業を積極的に進めてほしい。

(西目屋村 T 協定)

< 地域と農業について >

- ・ 地域に根ざした農政を実施してほしい。

(平舘村 T 協定)

- ・ 担い手に農地を集積させるにしても、現況の農産物価格では無理がある。誰も求めようとしない耕作放棄地は自治体がいち早く買い取ったらどうか。

(弘前市 I 協定)

- ・ 将来、農業を続けていけるように生産者の立場になって物事を決めてほしい。切り捨てるのではなく、農業が自然の中での役割をいかに果たしているのか考えてもらいたい。自然を相手に頑張っている農業者こそ、もっと将来の希望を持てていいはずなのに現状はボロボロである。日本の土をもっと大切にしてほしい。

(岩木町 T 協定)

- ・ 中山間地域において、農地保全もよいが林業と一体となった自然保護にも務めてほしい。

(大鰐町 M 協定)

- ・ 農業が駄目になれば日本の将来はない。耕作放棄地は今後ますます増えると思うが、集落営農は時代遅れだと思う。今後はプロ意識を持った農家が企業的に経営を行う時代になると思う。

(中里町 O 協定)

- ・ むらづくりや共同活動は集落の農家だけでは無理があるため、非農家の協力も必要。農家だけの絆を強調しても集落は二分するため、非農家との混住化が進む実態にあった村づくりの振興も考えてほしい。

(田子町 S 協定)

< 農薬問題について >

- ・ 安全な食料を消費者に届けたい。以前中国、韓国に行った時、今では使用禁止となった農薬が使用されていた。そのような農産物を日本人に食べてほしくない。消費者も、なぜ海外の農産物が国内産より安いのか考えてほしい。 (弘前市 M 協定他多数)
- ・ 農薬適正使用の指導はあらゆる機関を通じて徹底してほしい。 (弘前市 K 協定)
- ・ もっと利用しやすい農薬の開発をしてほしい。使用時期、回数、使用作物の限定、残留などあまりにも注意点が多い。 (大鰐町 K 協定)

< その他 >

- ・ 農業で生活でき、若い人が意欲的に就農できる農政にしてほしい。長期的な農政を確立してほしい(政策が変わりすぎる)。 (平内町 Y 協定他多数)
- ・ 形の歪なダイコンや曲がったきゅうりなど、農作物の自然な状態を消費者に理解させるべき。それにより、経費の削減となる。 (十和田湖町 T 協定他多数)
- ・ 長期的展望で農政を行ってほしい。多面的効果の出る集落のあり方に積極的な支援をしてほしい。 (佐井村 H 協定)
- ・ 日本の食農の基本は米である。どんどん米を作らせていた時代はよかったが一転、減反政策をとってから日本の農政はおかしくなった。農家が水田を作り管理すれば自ずと昔の環境は戻り、野菜や果樹などのバランスもとれてくる。国内の生産と消費のバランスもとれ、過剰になった場合は政府が買い取り、食糧不足で苦しんでいる国々に援助することが日本の安定と世界の人々の幸せにつながる。 (三戸町 S 協定)

中山間地域等直接支払制度アンケート調査用紙

集落協定を締結した集落の代表者の皆様へ

直接支払制度に関するアンケート調査への協力について

本制度は平成12年度より実施しておりますが、中山間地域等の条件不利農地を持つ農家等へ、直接交付金を支払うという我が国では初めての制度であります。

つきましては、集落協定を結び活動に取り組まれている皆様から、実際に取り組んでみて感じていることをお聞かせいただき、今後の取り組みに生かしてまいりたいと考えております。

お忙しいところ、御負担をおかけしますが、御協力をお願いします。

平成15年7月

青森県農林水産部構造政策課

【記入に際してのお願い】

- 1 記入にあたっては、御自分で感じているままに設問にお答えください。
- 2 設問は問1～問25まであります。
 - ・選択した番号に 印を付けてください。
 - ・選択が一つのもので、いくつでもよいものがあります。
 - ・その他を選択した場合は、設問の()の中にも内容を具体的に記入してください。
- 3 記入が終わりましたら、市町村役場から説明を受けた方法で提出願います。
- 4 調査について、御不明な点がございましたら、役場の直接支払制度の担当課へ連絡をお願いします。

【調査表】

はじめに、あなたの農業経営の概要等についてお聞きします。

市町村名		協定集落名				
あなたの名前			あなたの年齢	才	性別	
経営面積 (借地、作業受託含みます)	田	畑	草地	計		
	. ha	. ha	. ha	. ha		
あなたの家の収入は	農業収入のみ	農業収入が多い	農業以外の収入が多い			

(面積は . ha (小数点第1位まで)で記入)

以下の設問への回答をお願いします。

問1：直接支払制度の趣旨である「農業生産活動を続けることで耕作放棄地の発生を防止して、国土保全などの役割を果たす」は理解されましたか。

(1つを選択して 印を付けてください)

- 1 はい
- 2 いいえ

問2：直接支払制度に取り組む前、あなたの農地の管理はどうしていましたか。

(1つを選択して 印を付けてください)

- 1 自分の農地もその付近の農道、水路も自分で管理
(あるいは農道・水路は特定の人が管理)
- 2 自分の農地は自分で管理をし、農道・水路は集落や水利組合などで共同で管理
- 3 自分の農地は自分で管理をし、農道・水路は改良区で管理
- 4 農地も農道・水路も集落全体で管理
- 5 その他 ()

問3：あなたの集落で集落協定が締結できたのはどうしてだと思いますか。

(選択の数はいくつでも結構です)

- 1 役場の担当者が指導してくれた
- 2 強気にまとめてくれるリーダーがいた
- 3 交付金がもらえるということによる

- 4 以前から、いろんな取り組みをしていて、集落協定のようなものがあったから
- 5 集落の農地を何とかしなければならぬという思いが強かった
- 6 その他 ()

問4：高齢化などにより、農業従事者が減っている中で、集落の農地の管理は今後どうしていくのが良いと考えますか。

(1つを選択して 印を付けてください)

- 1 個人の財産であるので、個人で管理していくがよい
- 2 集落の全員で、共同で管理していくのがよい
- 3 集落で農業を積極的に行おうとする人が主体となって、管理していくのがよい
- 4 個人や集落だけでは無理があるので、農家以外のボランティアなどの協力も得られるような体制が必要
- 5 その他 ()

問5：集落協定をとりまとめるのに苦労した点は何でしたか。

(選択の数はいくつでも結構です)

- 1 制度の理解がなかなか出来なかった
- 2 県・役場等の説明が、不十分だった
- 3 共同活動の理解を得るのに苦労した
- 4 話し合いになかなか人が集まらなかった
- 5 傾斜などの要件でもらえる人ともらえない人がでてきて、なかなかまとまらなかった
- 6 その他 ()

問6：集落協定書について、どう思いますか。

(1つを選択して 印を付けてください)

- 1 適当である(1)にも回答願います
- 2 活動内容が多すぎる(2)にも回答願います
- 3 活動内容が少ない(3)にも回答願います

(1) 適当と思う理由は

(選択の数はいくつでも結構です)

- 1 地域・集落の農地が維持されていくためには、必要な活動である
- 2 交付金をもらうためには、一定の決まりは必要である
- 3 集落全体で共同活動するためには、決めごとは必要
- 4 その他 ()

(2) 多すぎると思う理由は

(選択の数はいくつでも結構です)

1 活動目標を多く定めても、実際にはやりきれないので活動内容を絞るべき
(その場合に必要なものは次のどれですいくつでも結構ですので番号に
を付けてください)

(1) 耕作放棄地の発生を防止することにだけで十分である

(2) 水路・農道の管理などに重点を置くべきである

(3) 多面的機能の増進活動に重点を置くべきである

(4) 生産性を向上させる活動に重点を置くべきである

(5) 担い手を育成させる活動に重点を置くべきである

(6) 集落営農を進める活動に重点を置くべきである

(7) その他 ()

2 その他 (具体的に:)

(3) 少ないと答えた方は、何が不足していると思いますか。具体的に書いて下さい
()

問7 : 協定書の中の「多面的機能活動」という言葉について理解されましたか。

(1つを選択して 印を付けてください)

1 はい

2 なんとなくわかった

3 わからない

4 その他 ()

問8 : 「多面的機能活動」についてどう思いますか。

(1つを選択して 印を付けてください)

1 このままでよい

2 効果があるのか疑問があるので削除してほしい

3 ねらいは理解するが手がまわらないため、削除してほしい

4 その他 ()

問9 : 交付金の単価 (例 緩傾斜 田 : 8,000円/10a、畑 : 3,500円/10a) は平坦地との生産費の格差を補填する額になっていますが、実際の農作業を通じてこの単価をどう思いますか。

(田・畑別に番号1つを選択して 印を付けてください)

- (1) 田
- 1 妥当
 - 2 もっと高くてもいい
 - 3 もっと低くてもいい
 - 4 その他 ()

- (2) 畑 (樹園地、草地、採草放牧地を含む)
- 1 妥当
 - 2 もっと高くてもいい
 - 3 もっと低くてもいい
 - 4 その他 ()

問 1 0 : 交付金の対象となる勾配の要件はどうでしたか。

(1 つを選択して 印章付けてください)

- 1 妥当であった
- 2 不妥当であった (1) にも回答願います
- 3 わからない

(1) 「不妥当であった」と答えた人は、どのような点が良くなかったと思いますか

(選択の数はいくつでも結構です)

- 1 田の勾配要件が厳しい
- 2 畑の勾配要件が厳しい
- 3 対象になるならないの不公平感が出ないよう、集落全体の農地を対象にするべき
- 4 農地だけでなく、周辺の里山 (林地) なども対象にすべき
- 5 その他 ()

問 1 1 : 交付金の半分以上を共同活動費に使うように指導していますが、これについてどう思いますか。

(1 つを選択して 印を付けてください)

- 1 妥当であった (1) にも回答願います
- 2 不妥当であった . . . (2) にも回答願います

(1) 「妥当であった」を選んだ理由は何ですか

(選択の数はいくつでも結構です)

- 1 集落活動を活発化させるためにも必要だと思う、
- 2 集落の共同活動費として、使える区分けが明確になってよい

- 3 共同活動費がそれなりの金額になるため、集落で有効な使い方ができてよい
- 4 全額を共同活動費にしてもよかった
- 5 その他 ()

(2)「不相当であった」を選んだ理由は何ですか

(選択の数はいくつでも結構です)

- 1 全額個人配分でよかった
- 2 集落の自由にさせるべきであった
- 3 集落で共同活動費の使い道に苦労しているから
- 4 面積の大きい人(共同経費を多く出す形になっている人)に気兼ねして使いづらい
- 5 その他 ()

問12：活動期間(5年間)の要件はどうでしたか。

(1つを選択して 印を付けてください)

- 1 5年間は適当である(1)にも回答願います
- 2 5年間は長すぎる(2)にも回答願います
- 3 5年間は短すぎる(3)にも回答願います

(1)「適当」と思う理由は何ですか

(選択の数はいくつでも結構です)

- 1 当面は活動が出来る期間である
- 2 交付金をもらう上で一定の期間は必要
- 3 集落を活性化させるためにはこの程度の時間は必要
- 4 その他(具体的に:)

(2)「長すぎる」と思う理由は何ですか。何年くらいが適当ですか。

(選択の数はいくつでも結構です)

《 》に数字を書いて下さい)

- 1 高齢者が多くて、活動の継続が難しい
 - 2 農業を取り巻く状況が、短期間でめまぐるしく変わるから
 - 3 転用する可能性もあるから
 - 4 その他()
- 《 》年くらいが適当

(3)「短すぎる」と思う理由は何ですか

(選択の数はいくつでも結構です)

《 》に数字を書いて下さい)

- 1 集落共同活動をいつまでも続けられるようにするには、期間を長く取るべき
- 2 集落を活性化させるためには、もっと時間が必要
- 3 交付金をもらう上で短すぎる
- 4 その他()
《 》年くらいが適当

問 1 3 : あなたの集落に耕作放棄地がある場合、この制度でその耕作放棄地を解消しようと思いませんか。

(1つを選択して 印を付けてください)

- 1 耕作放棄地を解消したい
- 2 耕作放棄地解消は難しい(1)に回答願います
- 3 すでに解消している

(1)「解消は難しい」と答えた方は、その理由をお答え下さい

(選択の数はいくつでも結構です)

- 1 解消に経費がかかり、割に合わない
- 2 解消しても、作付けするものがない。
- 3 解消しても、将来的に耕作する人がいない。
- 4 条件の悪い農地であり、後々まで手間がかかる
- 5 その他()

問 1 4 : この制度では、収量や効率が著しく低い限界農用地を林地に転用させても交付対象(畑の単価適用)になりますが、林地化についてどう思いますか。

(1つを選択して 印を付けてください)

- 1 交付額の問題でなく、農用地を林地に転用するのは抵抗がある
- 2 交付金の額によっては転用しても良い
- 3 現行の交付額でも転用しても良い
- 4 その他()

問 1 5 : 交付金に対する課税の収支報告書についてどう思いますか。

(1つを選択して 印を付けてください)

- 1 最初は煩雑に感じたが、事務処理は慣れてきた
- 2 煩雑なため、他の方法を検討してほしい
- 3 その他()

問16：直接支払制度に取り組んでみて良くなったと感じる点はありますか。

(1つを選択して 印を付けてください)

- 1 ある・・・(1)にも回答願います
- 2 ない

(1)「ある」と答えた方はどういうところですか

(選択の数はいくつでも結構です)

- 1 耕作放棄の防止に効果が出ている
- 2 話し合いがよく行われるようになった
- 3 景観作物の作付けなどにより環境が良くなった
- 4 集落のまとまりがよくなった
- 5 機械の導入等により生産性が良くなった
- 6 担い手が明確化されてきた
- 7 経済的に助かった
- 8 その他(具体的に：)

問17：直接支払制度に取り組んでみて悪くなったと感じる点はありますか。

(1つを選択して 印を付けてください)

- 1 ある (1)にも回答願います
- 2 ない

(1)あると答えた方はどういうところですか

(選択の数はいくつでも結構です)

- 1 会合の回数が増えて時間を取られるようになった
- 2 耕作放棄地を出してはダメというプレッシャーを感じるようになった
- 3 共同活動での時間が増え、時間に縛られるようになった
- 4 事務仕事が多くなり、農作業に支障が出た
- 5 交付金のもらえる人ともらえない人が出てきたりして、集落のまとまりが悪くなった
- 6 その他()

問18：現在活動している中で、苦労していることがありますか。

(1つを選択して 印を付けてください)

- 1 ある・・・(1)にも回答願います
- 2 ない

(1) 「ある」と答えた方は、具体的に何ですか

(選択の数はいくつでも結構です)

- 1 共同活動費の有効な使い方がわからない
- 2 共同活動への参加者が思うように集まらない
- 3 耕作が困難となった農用地の管理
- 4 役員の事務負担が多い(集落協定書作成、会計、連絡用務等)
- 5 その他()

問 1 9 : あなたの集落がどういう地域になればよいと思っていますか。

(選択の数はいくつでも結構です)

- 1 農業で生活していける地域
- 2 自然豊かな農村という感じがいつまでも残る地域
- 3 都会との交流などが盛んに行われる地域
- 4 都会並みに生活の利便性がある地域
- 5 若者が定住できる地域
- 6 今のままであればいい
- 7 その他()

問 2 0 : 直接支払制度の協定活動を続けていく上で、県や役場に支援して欲しいことがありますか。(1つを選択して 印を付けてください)

- 1 ある (1) にも回答願います
- 2 ない

(1) 「ある」と答えた方は、具体的に何ですか

(選択の数はいくつでも結構です)

- 1 集落協定書の作成などの事務処理のアドバイス
- 2 集落活性化のための講演や研修会を開催して欲しい
- 3 作物の栽培などの技術的なアドバイス
- 4 直接支払に取り組んでいる他の集落の情報の提供
- 5 その他()

問 2 1 : 農業で生活するために、必要な支援事業はなんですか

(3つ以内に 印を付けてください)

- 1 この制度のように条件が不利な農地に交付金を支払う事業
- 2 農産物の価格が下がったときに交付される所得保障的な事業
- 3 環境に配慮した農業(有機農業、廃プラ処理など) を進めるための事業
- 4 農作業が効率的にできるような基盤の整備を行う事業

- 5 共同利用機械（コンバイン、トラクターなど）を導入する事業
- 6 農業振興のための施設（選果場、カントリーなど）を整備する事業
- 7 地域を担う人材を育成する事業
- 8 都市との交流を促進する（グリーンツーリズム）事業
- 9 その他（）

問 2 2：直接支払制度により新たに始められた活動などがありましたら、お書き下さい。

（例： 祭り、 との交流など）

（）

問 2 3：この直接支払制度を続けて行って欲しいと思いますか。

（番号一つを選択して 印を付けてください）

- 1 続けて欲しい
- 2 やめた方がよい
- 3 まだわからない
- 4 その他（）

問 2 4：直接支払制度に対してご意見があればお聞かせ下さい。

問 2 5：農政全般に対してご意見があればお聞かせ下さい。

